

# 山形県災害ボランティア活動支援指針

平成28年3月

山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会

## 【 目 次 】

I	はじめに	2
II	災害ボランティアの基本的考え方について	3
1	役割及び必要性	3
2	用語の定義	3
(1)	災害ボランティアセンター	3
(2)	災害ボランティアセンター運営協力者等	3
(3)	一般ボランティア	4
(4)	専門ボランティア	4
(5)	災害時協力団体	4
III	平常時のボランティア支援・連携体制について	5
1	県域での災害ボランティア支援・連携体制	5
(1)	県災害ボランティア支援ネットワークの構築	5
(2)	県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会の設置	5
2	市町村域での災害ボランティア支援・連携体制	6
(1)	市町村域のネットワークの構築	6
(2)	市町村・社協協働設置型災害ボランティアセンターの設置体制の整備	6
IV	災害時のボランティア支援・連携体制	7
1	県と市町村の役割分担	7
2	県域での災害ボランティア支援・連携体制	7
(1)	県災害ボランティア支援本部の設置	7
①	県災害対策本部が設置された場合	7
②	県災害対策本部が設置されない場合	7
(2)	各総合支庁における災害ボランティア対応	7
①	県災害対策本部が設置された場合	7
②	県災害対策本部が設置されない場合	8
3	市町村域での災害ボランティア支援・連携体制	8
(1)	主な活動	8
(2)	連携が必要な関係機関及び団体例	8
4	県外での災害に対する支援・連携体制	8
V	参考資料	11
1	ボランティア支援・連携体制のイメージ図	11

## I はじめに

平成7年の阪神・淡路大震災では、救援活動や復興支援に多くのボランティアが参加しました。この時のボランティアの活躍により、行政では十分な対応が困難な部分や、被災者の膨大かつ多様なニーズに柔軟に対応できる力として、その意義と重要性が広く認識されることとなりました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に大きな被害をもたらしました。山形県では、幸い大きな被害はなく、全国からの支援の拠点として、又、甚大な被害を受けた隣県の被災地支援や避難者支援のボランティア活動が積極的に展開されました。また、平成25年7月の水害では、村山市、南陽市及び白鷹町において災害ボランティアセンターが設置され、1,300名を超えるボランティアが土砂や流木の撤去などにあたりました。南陽市では、翌平成26年7月にも水害により災害ボランティアセンターが設置され、県内外から延べ約3,700名ものボランティアが駆けつけ、復旧作業に従事しました。

県は、東日本大震災や水害において、山形県災害ボランティア支援本部を設置し、ボランティア活動や市町村の災害ボランティアセンターの運営等を支援しました。

いつ山形県で発生するかもしれない大規模な災害に対し、これらの災害の経験を活かした備えを行い、全国から駆けつけるボランティアの受入れや、被災者支援をスムーズに行うことができるよう、災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げて運営できる体制を平常時から整備しておくことが必要です。

災害対策基本法では、災害予防、災害応急対策、災害復旧の段階ごとに、県及び市町村の果たすべき役割と権限が規定されていますが、東日本大震災の教訓から、平成25年の法改正では、災害時におけるボランティアが果たす役割の大きさを踏まえ、県及び市町村は、ボランティアとの連携に努めなければならないことが盛り込まれたところです。

こうしたことから、本指針は、平常時からのネットワークづくりの必要性や、災害時に設営される災害ボランティアセンター、県災害ボランティア支援本部のあり方等について明らかにし、関係機関・団体等において共通認識を持っていただくためのものです。また、これまでの山形県災害ボランティア支援本部の活動による課題を整理する視点を加え、本県で発生した災害への対応とともに、本県以外で発生した災害への対応についても触れております。

なお、地震をはじめとした水害、台風、雪害などの災害の種類やその規模等によって、本指針を参考に柔軟に対応する必要があります。

## II 災害ボランティアの基本的考え方について

### 1 役割及び必要性

大規模災害発生時に、被災者の膨大で多様なニーズに応えるためには、行政のみでは十分な対応を行うことは困難です。自発性、即応性、柔軟性の高いボランティアは、こうしたニーズに適確に対応できる能力が期待されています。災害ボランティアセンターの設置・運営においては、複雑な要素が絡み合う災害ボランティアと被災者間のニーズの調整（コーディネート）等を行う専門性の高いNPO等の災害時協力団体との連携が必要不可欠となります。

### 2 用語の定義

#### (1) 災害ボランティアセンター

災害時に災害ボランティアの受入れや被災者のニーズ把握等を行う拠点のことで、次の①及び②を「災害ボランティアセンター」と定義します。

##### ① 市町村・社協協働設置型災害ボランティアセンター

市町村及び市町村社会福祉協議会が、防災関係機関や団体との連携の下に設営する災害ボランティアセンター（県及び市町村の地域防災計画で規定している「市町村災害ボランティア支援本部」を主に想定しています。）

##### ② 独自設置型災害ボランティアセンター

市町村・社協協働設置型災害ボランティアセンターとは別個に活動する災害ボランティアセンター（例えば、県内外の災害救援NPOや、ボランティア団体又は企業などが独自に設営する災害ボランティアセンターなどを主に想定しています。）

#### (2) 災害ボランティアセンター運営協力者等

山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会（以下「県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会」という。）に登録（別途設ける登録基準に則る）され、災害発生時には、必要に応じ県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会から派遣され、災害ボランティアセンターにおいて、その運営や、ボランティアと被災者ニーズの調整等にあたる者をいいます。

##### ① 災害ボランティアセンター運営アドバイザー

実際に災害ボランティアセンターを設営した経験等を活かし、災害ボランティアセンター開設のアドバイスや運営ノウハウの提案など、全般的な支援を行う者

##### ② 災害ボランティアセンター運営者

一定期間、所属の業務の一環などで、中核的なスタッフとして災害ボランティアセンターの設営や各種マッチング業務などを行う者

##### ③ 災害ボランティアセンター運営協力者

協力スタッフとして災害ボランティアセンターの運営に協力する者（活動期間や時間帯に制約があることもあります。）

### (3) 一般ボランティア

被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等をあまり必要としない以下のよ  
うな活動を行う者

(一般ボランティアの活動例)

- ・避難場所管理運営補助
- ・救援物資の仕分け、運搬、配布
- ・被災者への炊き出し、給水
- ・家財の搬出、家屋の片付け、瓦れきの撤去
- ・安否情報や生活情報の収集・伝達等の広報、情報収集業務の補助
- ・清掃の補助
- ・被災者の話を聴く傾聴活動

### (4) 専門ボランティア

通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知  
識、技術等を必要とする自発的な活動を行う者（団体を含む）

(専門ボランティアの例)

- ・医療ボランティア
- ・福祉・介護ボランティア
- ・手話通訳、要約筆記ボランティア
- ・外国語通訳ボランティア
- ・砂防ボランティア
- ・水防協力団体（ボランティア）
- ・消防ボランティア
- ・被災建築物応急危険度判定ボランティア
- ・被災宅地危険度判定ボランティア
- ・通信ボランティア
- ・緊急点検、被害調査ボランティア
- ・動物救護ボランティア
- ・歴史資料救済ボランティア

### (5) 災害時協力団体

災害時に様々な分野で連携・協力して被災地支援を行うNPO法人、市民活  
動団体及び企業

### Ⅲ 平常時のボランティア支援・連携体制について

#### 1 県域での災害ボランティア支援・連携体制

##### (1) 県災害ボランティア支援ネットワークの構築

###### ① 目的と役割

災害に備え、平常時から行政、社協、各防災関係団体及びボランティア・NPO等との連携を図り、山形県災害ボランティア支援本部（以下「県災害ボランティア支援本部」という。）を円滑に設営できる体制をつくり、また、市町村域での取組みへの支援を行うために、県災害ボランティア支援ネットワークを構築します。

###### ② ネットワークを構成する主な団体

- ・ 社会福祉法人山形県社会福祉協議会
- ・ 日本赤十字社山形県支部
- ・ 公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会
- ・ 社会福祉法人山形県共同募金会
- ・ 県内災害支援NPO
- ・ 県内情報支援NPO
- ・ 各市町村
- ・ 各市町村社会福祉協議会
- ・ 山形県
- ・ その他防災関係団体

##### (2) 県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会の設置

###### ① 目的と役割

県災害ボランティア支援ネットワークの構築に向けた様々な取組みを円滑に行うため、「山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会設置要綱」を定め、連絡会を設置します。

###### ② 構成団体

- ・ 社会福祉法人山形県社会福祉協議会
- ・ 日本赤十字社山形県支部
- ・ 公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会
- ・ 社会福祉法人山形県共同募金会
- ・ ウェザーハート災害福祉事務所
- ・ 特定非営利活動法人 Yamagata1
- ・ 山形県

###### ③ 主な取組み

- ・ 県災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションを実施する。

- ・ 災害ボランティアの普及啓発に関する事業の企画検討を行う。
- ・ 本県や他県で発生した大規模災害時の対応例や、本県の防災体制の現況などを反映し、「山形県災害ボランティア活動支援指針」及び「山形県災害ボランティア支援本部設営マニュアル」について随時見直しを行う。
- ・ 災害ボランティアセンター運営研修会の企画検討を行う。
- ・ 各総合支庁は、ブロック毎の研修会や意見交換会を実施し、管内市町村における災害ボランティア支援ネットワークの構築を行う。
- ・ 近隣県、特に新潟県や宮城県・福島県・岩手県など大規模な災害を経験している自治体と広域交流を行い災害対応のノウハウ等を学ぶ。
- ・ 全国規模の災害支援NPO等との連携や有識者を招くなどして、専門的な知識・最新情報を取り入れ、災害対応のノウハウ等を学ぶ。

## 2 市町村域での災害ボランティア支援・連携体制

### (1) 市町村域のネットワークの構築

市町村及び市町村社会福祉協議会は互いに連携し、地域の防災関係団体やNPO等の協力を得ながらネットワークを構築し、平常時から市町村・社協協働設置型災害ボランティアセンターを設営できる体制を整備する必要があります。

また、ネットワークを通して防災訓練や研修会を行い、地域の防災意識の啓発に努め、災害時にボランティアを受け入れる環境の整備を行う必要があります。

### (2) 市町村・社協協働設置型災害ボランティアセンターの設営体制の整備

市町村及び市町村社会福祉協議会は、本県で発生した大規模災害時の対応例などを参考にし、市町村・社協協働設置型災害ボランティアセンターの設営体制の検討やマニュアル等を整備するとともに、関係機関等と連携し定期的に設営シミュレーションを実施する必要があります。

特に、市町村が定期的に実施する「防災訓練」において、市町村災害ボランティアセンターの設置及び運営の実地訓練を併せて行うことが必要です。

## IV 災害時のボランティア支援・連携体制

### 1 県と市町村の役割分担

災害時におけるボランティアの受入れ及び調整等は、市町村及び市町村社会福祉協議会が関係機関と協力して行い、県は各市町村の支援及び県全体の調整を担うものとします。

### 2 県域での災害ボランティア支援・連携体制

#### (1) 県災害ボランティア支援本部の設置

被災市町村において設置した災害ボランティアセンターの後方支援等を行う県災害ボランティア支援本部を設置します。

##### ① 県災害対策本部が設置された場合

- ・山形県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）管理班内に県災害ボランティア支援本部を設置します（自動設置）。
- ・別に定める「山形県災害ボランティア支援本部設営マニュアル」に基づき設置・運営を行います。
- ・県災害ボランティア支援本部は、県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会構成団体により組織します。
- ・県災害対策本部、県災害対策本部地域支部、市町村災害対策本部、県内外災害支援NPO、近隣県の行政機関等と連携を図りながら被災地の情報収集に努め、災害ボランティアセンターの支援等を行います。
- ・災害時の状況、市町村における災害ボランティア・同センターの活動状況を踏まえ、県災害ボランティア支援本部の解散を独自に行います。

##### ② 県災害対策本部が設置されない場合

- ・県民文化課長が、県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会の開催の要否を検討します。開催が必要と判断した場合には、県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会において、設置の要否について協議します。必要に応じ、県危機管理課、総合支庁、市町村、県内外災害支援NPO、近隣県の行政機関等と連携を図りながら被災地の情報収集に努めます。

#### (2) 各総合支庁における災害ボランティア対応

##### ① 県災害対策本部が設置された場合

各総合支庁に設置される県災害対策本部地域支部の災害ボランティア対応班において、管内各市町村における災害ボランティアに関する対応を行います。

(主な業務)

- ・災害ボランティア支援施策について、県と市町村間等の調整が必要な場合は、県災害ボランティア支援本部と連携し総合調整を行う。
- ・管内市町村における災害ボランティアセンターの設置及び活動状況、一般ボランティア及び専門ボランティアの受け入れ状況、災害支援NPO等協力団



体の活動状況及び被災者のニーズ等について情報収集し、県災害ボランティア支援本部への連絡など関係機関との情報共有に努める。(情報収集にあたっては、必要に応じて現地へ職員を派遣する。)

- ・ボランティア活動参加希望者からの問合せ等に対応する。(参加希望者の直接的な受付・派遣は行わず、災害ボランティアセンター等の情報提供を行う。)

## ② 県災害対策本部が設置されない場合

各総合支庁災害ボランティア担当課において、県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会や関係機関と連携を図りながら被災地の情報収集に努めます。

## 3 市町村域での災害ボランティア支援・連携体制

市町村及び市町村社会福祉協議会は互いに連携し、市町村・社協協働設置型災害ボランティアセンターを設置・運営します。

### (1) 主な活動

- ・被災地へ駆けつけたボランティアの受入れ及び登録を行うとともに、ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の加入促進を図る。
- ・避難所及び被災者の状況等を調査し、被災者のニーズを把握するとともに、ボランティアを募集し、ボランティアの登録状況を踏まえて、ニーズとボランティアの需給調整を行う。
- ・登録したボランティアへの情報提供及び協力要請を行うとともに、必要に応じて活動拠点の提供、物資の確保等必要な支援、協力を行う。
- ・様々な関係機関及び団体等と連携を図り、被災地における多様なニーズ(高齢者、女性、子ども、障がい者、外国人等)に効果的に対処する。

### (2) 連携が必要な関係機関及び団体例

- ・市町村災害対策本部
- ・県災害ボランティア支援本部
- ・独自設置型災害ボランティアセンター
- ・日本赤十字社山形県支部
- ・公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会
- ・社会福祉法人山形県共同募金会
- ・NPO、ボランティア団体
- ・消防団
- ・地元企業、福祉施設、学校等教育機関
- ・自主防災組織、町内会、自治会、民生委員・児童委員 など

## 4 県外での災害に対する支援・連携体制

災害の規模、被災地との地理的關係等諸条件を勘案のうえ、上記「2 県域での

災害ボランティア支援・連携体制」、「3 市町村域での災害ボランティア支援・連携体制」を参考に支援体制を決定します。

また、被災地の状況に応じた適切な支援を行えるよう、支援体制・支援内容は柔軟に対応します。

## 【策定・改訂経緯】

平成18年3月

山形県災害支援ボランティアネットワーク研究会（社会福祉法人山形県社会福祉協議会、特定非営利活動法人ディー・コレクティブ、日本赤十字社山形県支部、社会福祉法人山形県共同募金会、社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会、山形市、川西町、社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会、山形県）により策定

平成23年3月

山形県災害支援ボランティアネットワーク運営連絡会（社会福祉法人山形県社会福祉協議会、特定非営利活動法人ディー・コレクティブ、日本赤十字社山形県支部、社会福祉法人山形県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会、山形県）により改訂

※ なお、改訂により「山形県災害支援ボランティアネットワーク運営連絡会」から「山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会」に名称変更（平成23年4月1日～）

平成24年8月

山形県災害ボランティアネットワーク連絡会（社会福祉法人山形県社会福祉協議会、特定非営利活動法人ディー・コレクティブ、特定非営利活動法人 Yamagata1、日本赤十字社山形県支部、社会福祉法人山形県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会、山形県）により改訂

平成25年4月

山形県災害ボランティアネットワーク連絡会（社会福祉法人山形県社会福祉協議会、ウェザーハート災害福祉事務所、特定非営利活動法人 Yamagata1、公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会、日本赤十字社山形県支部、社会福祉法人山形県共同募金会、山形県）により改訂

平成28年3月

山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会（社会福祉法人山形県社会福祉協議会、ウェザーハート災害福祉事務所、特定非営利活動法人 Yamagata1、公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会、日本赤十字社山形県支部、社会福祉法人山形県共同募金会、山形県）により改訂

# ボランティア支援・連携体制のイメージ図

《災害時》

《平常時》

